

# 取手市立取手第一中学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめについて

### (1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（「いじめ防止対策推進法」第2条から）

### (2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。以下は、本学校教職員がもついじめについての基本的な認識である。

- ①いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きなかわりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめをうけた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもといじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、児童（生徒）、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

## 3 いじめ防止等の対策の基本となる事項

### (1) いじめを許さない学校づくりのために（未然防止）

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的な

いじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

以下は、本校のいじめ防止に対する取組である。

#### ◆未然防止の学校としての取組

- ①いじめ問題に取り組むための組織（平常時）→別紙2参照
- ②生徒に寄り添った生徒指導
- ③「共感的人間関係」を育てる学年・学級経営の充実
- ④授業における学習規律の徹底
- ⑤自治的な生徒会活動の充実
- ⑥「自尊感情」が高められる道徳や体験活動等の充実
- ⑦「自己実現・自己決定」の喜びを実感できる部活動の運営
- ⑧「自己存在感・自己有用感」を獲得できる学校行事の充実
- ⑨SGEの充実
- ⑩開発的予防的な生徒指導の取組等→別紙1参照

#### ・別紙2について

##### ◆対応組織 第22条により必ず設ける →生徒指導体制の確立

「取手市立取手第一中学校いじめ防止基本方針」には、別紙2の組織を「未然防止」の項目のところに「未然防止・早期発見のための組織（平常時）」を、「早期対応」の項目のところに「いじめ発見時の対応組織①（いじめ発生時）」と「いじめ発見時の対応組織②（重大事態発生時：学校組織で調査する場合）」を必ず入れる。

・組織：既存の組織or新たに設置

→校内で毎週実施する「生徒指導部会」や「教育相談部会」等を活用する際は、その「生徒指導部会」や「教育相談部会」が「未然防止・早期発見のための組織」となるかと…。

・メンバー：教員+第三者的な方 →別紙3参照

##### ◆【⑤常に生徒が中心の自治的な生徒会活動の充実】

生徒会を中心として、自ら行事等を企画・立案し、実践していく活動を通して、望ましい集団づくりを図るとともに、望ましい集団生活について考える。また、生徒たちでいじめについて考え、行動できる行事を企画・運営する。

##### 【②生徒に寄り添った生徒指導の確立】

常に全職員は同じ目線で生徒と向き合い、「ダメなことはダメ」という毅然とした態度で向き合うことが基本姿勢である。しかし、行った行為そのものについての指導であり、生徒の人格を否定するものではなく、その背景についても目を向け、さらに一人の生徒に多くの大人（保護者、職員）がかかわり合いながら生徒の成長を支援していく。また、教育相談を通して、子どもの不安や困りごとを発見して、寄り添い、相談・支援し、個人の成長を促していく。

## (2) いじめに対する認識や気付きへの対応を充実させるために（早期発見）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知することが必要である。

以下は、本校のいじめの早期発見に対する取組である。

### ◆早期発見のための学校としての取組

- ①教師と生徒の人間関係づくりによる信頼関係の構築
- ②教育相談の研修実施による相談活動の充実
- ③学校生活（いじめ）アンケートの実施（年4回）
- ④チームサポート体制の確立（該当職員＋学年職員＋他学年職員＋部活顧問など）
- ⑤安心が保証されたいじめの相談・通報窓口の開設（全職員対応型）
- ⑥いじめ問題に対する研修の充実 ⑦関係諸機関との連携
- ⑧保護者・地域社会との連携
  - (ア)大人の意識の向上（いじめに対する認識のズレ解消）
  - (イ)共感的理解による信頼関係づくり
  - (ウ)交流の場づくり  
（学校・学年だより、HPでの情報提供、体育祭、文化祭、儀式等への参加依頼）
- ⑨インターネットによるいじめに対する対策（携帯電話に関する講話）

### ◆【⑦関係諸機関との連携】

所轄警察及び市子育て支援課、児童相談所と対象生徒の情報連携を図るために、定期的に電話連絡、または出向いて情報交換や話し合いの機会をもつ。

（窓口：教頭・生徒指導主事）

### 【⑧保護者・地域社会との連携】

学校を取り巻く地域社会、保護者、職員間で「いじめに対する認識の段差」を解消するために学校の正確な情報を定期的に発信したり、学年・学級懇談会、PTA運営委員会、協議する

## (3) いじめを認知した場合の適切な対応（早期対応）

いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関等との連携が必要である。

以下は、本校におけるいじめの早期対応への取組である。

◆早期対応のための学校としての取組

- ①いじめ問題に取り組むための組織（いじめ発生時） →別紙2参照
- ②いじめへの対応 … 既存又は検討したいじめ対応について記載する。
- ③重大事態と判断されるいじめへの対応（第28条にもとづいて）

【重大事態と判断されるいじめへの対応】

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、いじめにより、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらには児童生徒や保護者から重大事態との申し立てがあった場合は、次の対応を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、取手市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

**別紙2参照「いじめ発見時の対応組織：学校組織で調査する場合」**

- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。
- エ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- オ いじめを行った生徒・保護者に対してはいじめ解消のための指導に加え、必要に応じ他の子どもの教育をうける権利を保障する観点から出席停止や、犯罪行為にあたる場合は所轄警察等との連携協力など毅然とした対応を行う。
- カ いじめの周辺にいる生徒たちや教職員の心のケアに配慮する。その際、スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて市教育委員会と相談し活用する。

## 4 その他の重要事項

### (1) 取組の振り返りについて(学校評価における留意事項)

- ① いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。さらに、次年度の取組に生かす。
  - ・いじめの未然防止・再発防止に関する取組について
  - ・いじめの早期発見・対応に関する取組について

### (2) 学校以外のいじめの相談・通報窓口

- ・取手市教育総合支援センター(取手市教育委員会)
  - 方法:電話や来所,家庭訪問等による相談活動
  - 住所:取手市戸頭八丁目10番1号
  - TEL : 0297-63-4755(電話9:00~16:30 面接9:00~16:00)
  - 0297-63-4756(適応指導教室「ひまわり」)
- ・取手市立青少年センター

方法：電話や来所による相談活動

住所：取手市西二丁目35番3号（取手市役所分庁舎の2階）

TEL：0297-72-8080（電話9:00～16:30）

0297-73-6868

・茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター（県南地区）

方法：電話，Eメール，ホームページへの書き込み，面接

TEL：029-823-6770

Eメール：kennanijimekaisho@edu.pref.ibaraki.jp

<http://www.edu.pref.ibaraki.jp/ijimekaisho/kennanijimekaisho/index.html>

電話・面接火・木・金9:00～18:30 月・水9:00～16:30

Eメール，ホームページへの書き込みは24時間

・子どもホットライン（茨城県教育委員会）

方法：電話，FAX，Eメール

TEL：029-221-8181 FAX 029-302-2166

Eメール：kodomo@edu.pref.ibaraki.jp

<http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/kodomo/>

電話，FAX，Eメールともに24時間（12/29～1/3を除く）

・子どもの教育相談（茨城県教育研修センター）

方法：電話，面接（要予約）

TEL：0296-78-2333

電話，面接ともに9:00～16:30（土日，祝日，12/29～1/3を除く）

・生徒指導相談室（茨城県県南教育事務所）

方法：電話，面接

TEL：029-823-6770（県南教育事務所）

電話・面接火・木・金9:00～18:30 月・水9:00～16:30